

令和5年度の校則見直しについて

東岐波小 生徒指導部

校則見直しガイドラインに沿い、職員会議、児童代表委員会、校則見直し委員会（学校運営協議会会長、PTA会長、児童民生委員、地域コーディネーター、校長、教頭、生徒指導担当、児童総務委員会委員）を終えて、児童の意見を反映し、以下のように校則を見直します。

◎いずれも令和6年度の4月から適用となります。

①高学年からシャープペンシルを使うことができる。

- ・「学習を効率よく行うため」に使用すること。
- ・これまでの鉛筆同様、飾りが付いているものは不可。
- ・不必要に音を出さない、分解をしない、貸し借りをしないこと。
- ・壊れたときや書写の学習に備え、鉛筆も常時入れておくこと。

②熱中症予防のため、5月から9月は水筒にスポーツドリンクを入れても良い。

- ・健康リスク（虫歯、肥満）のことを考え、家庭の判断で持ってくること。
- ・大半の水筒は対応しているが、「金属中毒」にも留意すること。

③箱型筆箱を使わなくても良い。

- ・筆箱の中身に入れるもの（鉛筆、消しゴム等）は変わらない。
 - ・低学年はメリットが多いので箱型筆箱を「推奨」する。
- 児童、保護者へは全校放送、学校だより、入学説明会などで説明していきます。